

平成25年10月31日
消 防 庁

ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）に対する意見募集の結果

消防庁では、ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）の内容について、平成25年7月31日から平成25年8月29日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、35件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので以下のとおり公表します。
貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見募集の結果

ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）の内容について、平成25年7月31日から平成25年8月29日までの間、意見を募集したところ、35件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙1のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、内容により御意見を適宜集約させていただいております。

2 表示制度の実施

消防庁では、意見公募手続きの実施結果等も踏まえて検討した結果、以下の通知を发出し制度運用を開始することとしました。

- ・ 防火対象物に係る表示制度の実施について（平成25年10月31日付け消防予第418号消防庁次長通知）
- ・ 防火対象物に係る表示制度の実施細目について（平成25年10月31日付け消防予第419号消防庁課長通知）

上記、通知は、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/t_index.html）に掲載しております。

3 表示制度の概要

防火対象物に係る表示制度の概要については、別紙2のとおりです。

【参考】

「ホテル・旅館等に対する新たな表示制度（案）に対する意見募集」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250730_1houdou/01_houdoushiryou.pdf



（事務連絡先）

消防庁予防課 伊藤（要）補佐、齋藤（貴）係長、岩佐事務官

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【ホテル・旅館等に対する新たな表示制度の御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
対象についての御意見		
No. 1	<p>ホテル・旅館等に対する新たな表示制度の対象に（６）項イ・ロ等の用途も追加するほか、新たな表示制度に該当しない対象物についても、同等の規制として取り扱うための指針を提示するべきである。</p>	<p>本制度については、平成 24 年に発生したホテル火災を踏まえ、ホテル・旅館等の宿泊施設を全国統一的な実施対象としておりますが、市町村の地域実情に応じて、他の用途についても追加し、対象とすることができることとしております。</p>
No. 2	<p>表示制度の対象からは、建築基準法上、既存不適格として扱われている場合や、木造及び木造部分を含むホテル・旅館等は対象外とすべきである。</p>	<p>本制度においては、防火上重要な建築基準法令に適合していることを表示基準の一つとしていくことから、対象となるホテル・旅館等のうち木造等既存不適格として扱われている建物は、原則として表示基準に適合しないこととなります。</p>
建築関係についての御意見		
No. 3	<p>建築構造 3 項目（構造、防火区画、階段）については、権限を有する行政庁に対し意見を求め専門的見地から判定をするなどの体制の構築が必要である。</p>	<p>建築構造等については、建築基準法第 12 条に基づき建築士等の専門家が調査した定期調査報告書を交付申請書に添付し、その報告内容をもって、審査を行う予定です。</p>
現行制度との関係についての御意見		
No. 4	<p>ホテル・旅館等に対する新たな表示制度と防火対象物定期点検報告制度が重複する対象については、防火対象物定期点検報告制度の義務を免除するべきである。</p>	<p>防火対象物定期点検報告制度は、一定規模以上の火災危険性が特に高い対象物に対して、有資格者による法令での点検義務を課したものであり、本制度とは制度の趣旨が異なるため、両制度が重複する対象物においても、その義務を免除することはできません。</p>
No. 5	<p>防火優良認定証を受けているホテル・旅館等で建築基準</p>	<p>本制度の法制化については、関係部局と協議し困難であるとの結果であるため、いただいたご意</p>

	<p>法違反があった場合、(仮)防火基準適合証は認められないが、防火優良認定証は継続となることから、消防法の改正により、新たな表示制度を義務化することを検討すべきである。</p>	<p>見については、今後の参考といたします。</p> <p>なお、消防機関が実施する査察等により建築基準法違反が判明した場合は、建築行政機関に通知するとともに、連携して是正を図ることとしています。</p>
No. 6	<p>旧適マーク制度を廃止し、防火対象物定期点検報告制度を法で定めた経緯を検証し公表する必要がある。</p>	<p>防火対象物定期点検報告制度は、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、より火災危険性の高い対象物における防火対策を行うため、有資格者による法令での点検義務を法制化したものです。</p> <p>一方、旧適マーク制度は、対象となるすべての対象物に立入検査を行い審査していたのですが、その効果の一方で、消防職員の負担も大きかったことから、防火対象物定期点検報告制度の創設に併せて廃止したものです。</p> <p>新たな表示制度については、検討部会において旧適マーク制度を再評価した上で、制度を構築すべきとの提言を受け、消防機関における審査等の負担を軽減した上で実施することとしております。</p>
No. 7	<p>防火基準適合証の制度を特例認定制度と併設するのであれば、建築基準法に適合していない対象のうち、特例認定は受けているが防火基準適合証はもらえない対象について、修学旅行などに関する照会が関係機関からあった場合の回答について検討すべきである。</p>	<p>修学旅行等に関する旅行関係団体からの照会に対する対応方法については、関係団体と調整した上で、消防機関等に対して通知する予定です。</p>
表示基準についての御意見		
No. 8	<p>ホテル・旅館の営業権を更新制度とし、消防法・建築基準法・保健衛生法等の法令適合証の取得を営業権更新の条件とするべきである。</p>	<p>本制度については、消防法令に加えて、防火上重要な建築基準法の項目を審査するものであり、旅館業とは別制度ではありますが、衛生部局等関係機関との間で、連携を推進していく考えです。</p>

No. 9	<p>防火に関する関係法令を判定するために表示基準を拡大すべきである。</p>	<p>当庁が示す表示基準については、防火上重要な項目を点検項目としておりますが、地域の実情により表示基準を拡大することは可能としております。</p>
No. 10	<p>表示マークの有効期間中に火災が発生した建物については、その後の立入検査等によって所要の是正措置がとられたと認められ、かつ、1年間継続して防火基準に適合していると判断された場合に表示マークが再掲出できるようにすべきである。</p>	<p>表示マークを交付している防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性を調査した結果、不適合であることが確認された場合は、表示マークを返還することとしております。</p> <p>返還後は、再申請及び再審査を経て表示マークを再交付することとしておりますが、審査にあたっては返還の理由となった違反等の内容に応じた確認期間を確保することとしております。</p>
No. 11	<p>ホテル・旅館等に対する新たな表示制度の表示基準に、旧適マークの点検項目に採用していたホテル・旅館等における夜間の防火管理体制の検証の結果等も必ず点検項目に加えていただきたい。</p>	<p>消防機関や建物関係者の負担等を考慮し、夜間の防火管理体制の検証については、本制度において必須の点検項目としませんが、事業所の消防計画において夜間の避難訓練について記載している場合、実施内容を確認する予定です。</p>
No. 12	<p>表示要件については、自動体外式除細動器（AED）が備え付けられていることや、普通救命講習（AEDの取扱いを含む。）を受講した従業員等が常駐していることを追加していただきたい。</p>	<p>本制度については、あくまでも防火に係る項目を審査するものであることから、表示基準の要件としておりませんが、消防庁としては、制度の普及と併せてAEDの設置や救命講習の受講を推奨していただきたいと考えております。</p>
No. 14	<p>自主点検報告表示制度で点検項目に挙げられていた防災物品の表示、圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出及び市町村長が定める事項については、表示基準から除外すべきではない。</p>	<p>従前の自主点検報告表示制度において点検項目としていた項目については、すべて本制度の表示基準に含むこととしております。</p>
No. 15	<p>「違反が繰り返されるおそれがないと判断される場合。」の、具体的な判断基準を示していただきたい。</p>	<p>ご意見をいただいた「表示マークを掲出できなくなった場合の再交付」については、その運用を明確にするために、消防機関から交付される表示マークの返還要件を改めて規定するとともに、返</p>

		還を受けた場合は再申請を行うことが必要となりました。
No. 16	「5 表示マークの掲出」の(1)中、必要に応じて表示のための立入調査を行いとあるが、必要に応じてではなく必ず実施すべきである。	「ホテル火災対策検討部会報告書(平成25年7月公表)」において、「消防の検査等の負担の軽減を図り本制度を構築すること」とされていることを踏まえ、審査については、現行制度の防火対象物定期点検報告等を活用し、立入調査等の現地確認は必要に応じて実施することといたします。
No. 17	他法令による行政処分が課せられた対象については、消防機関に対し防火基準適合証の返納を行う旨の一文があつて然るべきである。	表示マークの返還については、あくまでも本制度における表示基準に適合しなかった場合のみとしており、他法令における違反の場合は、当該法令に基づき措置が行われることとなります。
表示マークについての御意見		
No. 18	外国人でもわかるような表示方法を検討すべきである。	いただいたご意見については、今後、導入する方向で検討していきます。
No. 19	表示については、一般の消費者に公募するなど、意見を求めて作成することが妥当である。	旧適マーク制度実施時から消防の表示マークとして国民に定着しているため、原案通りといたします。
No. 20	「(仮)防火基準適合証(金)」の有効期間は1年間とし(金)、(銀)の区別なく統一すべきである。	表示マーク(金)については、表示基準への適合状況が優良である対象物に対し交付するものであり、当該対象物に対する優位性を付与するため有効期間を3年間としていることから、両者を統一する予定はありません。
No. 21	「(仮)防火基準適合証」には、消防機関及び建築部局の名称を連名で表示するようにしてはどうか。	本制度については、あくまでも防火の観点から消防機関が行う制度であり、連名での表示は予定しておりません。
表示マークの公表・違反の公表についての御意見		
No. 22	表示対象であるホテル・旅館等の最新情報が、消防庁ホームページで公表することが必要である。	当庁ホームページへの掲載も含め、表示マークの交付を受けた対象物の確認方法について検討しております。

No. 23	警告書交付時点で消防法等の違反対象物について、表示・公表できる基準を構築すべきである。	違反対象物の公表については、ホテル火災対策検討部会において提言されていることから、すでに実施している消防本部の実施例を参考に検討しているところです。
No. 24	消防法令に適合する場合に適マークを掲出するだけでなく、「不適合表示」を追加すべきである。	審査の結果、表示基準に適合していない対象物に対しては不適合通知を交付することとしています。 また、消防法令に適合していない違反対象物に対し消防機関が命令を行った場合は、建物への標識の設置や市町村公報への掲載などにより公示を行っております。
No. 25	不正に表示マークを掲出し、ホームページに掲載している場合の行政機関の権限、対応方法を示すべきである。	表示マークの返還事由に該当する場合で、返還に応じない場合やホームページの掲載を取りやめない場合については、表示マークの交付時において申請者と返還時の取り決めを行うことで対応することを考えております。
No. 26	定期的に立入検査の結果をホームページ・受付などに公告することの義務付けをすべきである。	立入検査結果のホームページ等での公告については、地域の実情等により、全国一律に実施することは困難であると考えております。 なお、違反対象物の公表については、すでに実施している消防本部の実施例を参考に検討しているところです。
No. 27	防火基準適合証に最新の立入検査結果・消防設備等維持管理状況を記載し、利用者が確認できるようにすべきである。	表示マークは、消防機関が行う立入検査結果や各種点検報告書等の内容等が、表示基準に適合している場合に交付するものであることから、表示マークが交付されていることをもって利用者はその状況を確認できると考えます。
No. 28	インターネット上に表示マークを掲出することにより、「暫定適マーク制度の廃止に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について（平成18年9月8日付け消防予第387号）に基づく照会については、表示マークを利用者が確認できるホテルは照会の対象外とするなど、旅行関係者からの	修学旅行等に関する旅行関係団体からの照会に対する対応方法については、関係団体と調整した上で、消防機関等に対して通知する予定です。

	照会に対する運用も見直すべきである。	
その他		
No. 29	ホテル・旅館等が加盟している関係団体に対して、消防法令適合証を提出する制度を構築していただきたい。	本制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に応じて、建物ごとに審査するものであるため、関係団体への適合証の交付は考えておりません。
No. 30	ホテル業界への意識調査をすべきである。	本制度の導入について提言している「ホテル火災対策検討部会」には、ホテル・旅館等の関係団体の代表者が委員として参画しており、また他のホテル・旅館等の関係団体についても本制度の導入について了解をいただいているところであることから、当面、意識調査を実施する予定はありません。
No. 31	改正した制度を広く国民や各関係団体に周知させるためマスコミ（TV・新聞など）にCMで流す等の方法により周知徹底して頂きたい。	当庁においても、関係団体等を通じて、ポスターやリーフレット等による広報に努めていく予定です。
No. 32	LED電球等に交換すれば特典を与えるなど、表示マークの有効期限の延長等を与えてほしい。	本制度については、あくまでも防火に係る項目を審査するものであり、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
No. 33	何にでも安全マークを要求するのではなく、物を見て判断できるように消費者を教育すべきである。	ホテル・旅館等の利用者は、その地域の住民に限らず、全国から集まるため、防火安全に関する情報を有していないことがほとんどであり、また、消防法や建築基準法令への適合状況を一般の利用者が外見上判断することは困難であると思われることから、本制度による表示マークは利用者にとって有効であると考えます。
No. 34	この制度により、対象となる防火対象物を定期的に検査するものではないことを、消防関係者に通知していただきたい。	表示マークの交付申請に基づく審査のための検査（現地確認）は必要に応じて行うものとしております。

No. 35	新たな表示制度の防火基準適合証については、防火対象物定期点検制度に基づく表示マークの頒布と同様の方法としてほしい。	関係者に対する防火安全の意識付けや、表示マークの返還時の対応等を考慮し、本制度においては、消防機関から表示マークを交付することとしております。
--------	---	---

防火対象物に係る表示制度について（概要）

平成 25 年 10 月
消 防 庁 予 防 課

【防火対象物に係る表示制度実施の背景】

平成 24 年 5 月に死者 7 名、負傷者 3 名が発生したホテル火災の教訓を踏まえ、開催された「ホテル火災対策検討部会」の報告書において、「ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する建物の火災による惨事を防止するためには、利用者に対して消防関係法令の適合状況に加え、重要な建築基準への適合性の情報を提供し、利用者の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことが必要であり、そのためには、平成 15 年度まで実施していた「旧適マーク制度」を再評価し、その点検項目を基本として新たな制度を構築する必要がある」と提言された。

このことを受け、消防庁においては、防火・防災上一定の法令基準に適合している建物に対する「新たな表示制度」の構築について検討を進めてきました。

（ホテル火災対策検討部会報告書については、消防庁ホームページに掲載しております。
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/hotel_kasaitaisaku/05/shiryo_05_05_3.pdf）

【表示の目的】

ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性にかんがみ、防火対象物の関係者の防火管理に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置及び維持管理等を促進し、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者へ提供するための「表示」を行い、利用者の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことで、国民の安全・安心を推進するものです。

【表示対象物】

防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示をする対象物は、収容人員が 30 人以上、かつ、階数が 3 以上のホテル・旅館等又はホテル・旅館等を有する複合用途の建物とする。※その他の建物については、地域実情等を考慮し対象とする。

【表示基準】

- ・防火管理の実施状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・建築基準法令に基づく防火に関する基準（構造・防火区画・階段・避難施設等）に適合していること。

【実施時期】

- ・平成 26 年 4 月 1 日※1 からホテル・旅館等の関係者の申請、消防本部及び消防署における受付・審査の開始。
- ・平成 26 年夏頃※2 を目途に表示マークの掲出及び使用を開始。

※1 消防本部等の実情等により、平成 26 年 4 月 1 日前に受付・審査の開始も可能。

※2 具体的な時期は、申請状況等を踏まえて別途通知。